

改正

平成26年12月22日条例第33号

平成30年3月27日条例第19号

西尾市民病院医師確保奨学金貸与条例

(目的)

**第1条** この条例は、西尾市民病院（以下「市民病院」という。）に将来医師として勤務しようとする意志がある者に対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより医師の確保を図り、もって市民への安定的な医療提供体制の確立を目的とする。

(貸与対象者)

**第2条** 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学金を貸与することができる。

- (1) 大学又は大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び大学院をいう。以下同じ。）において医学を履修する課程に在学する者
- (2) 大学又は大学院を卒業後、市民病院において2年間の臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受け、その後引き続き医師として市民病院に勤務する意志を有する者
- (3) 医師の充実に資することを目的とした他の奨学金その他これに類する資金の貸与を受けていない者

2 奨学金を貸与する人数は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(貸与額及び貸与期間)

**第3条** 奨学金の貸与額は、月額25万円（大学に入学した日の属する月の分にあつては、100万円（以下「入学金相当額」という。）を加算した額）とし、貸与期間は、第6条の規定により市長が奨学金の貸与を決定した日の属する月（市長が必要と認めた場合は貸与を決定した日の属する年の4月）から大学又は大学院の正規の修学期間が終了する月までとする。

(貸与の申請)

**第4条** 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

**第5条** 申請者は、規則で定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の決定)

**第6条** 市長は、第4条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸与の取消し及び一時停止)

**第7条** 市長は、前条の規定により奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により奨学金の貸与を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 市長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

**第8条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、その事実が生じた日から3月以内に、貸与

を受けた奨学金の額（第10条の規定により返還を免除された額を除く。）に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が発生した日までの期間の日数（研修医又は医師として市民病院に在籍した期間の日数を除く。）に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

（1） 前条第1項の規定により奨学金の貸与を取り消されたとき。

（2） 大学又は大学院を卒業後、次条第1項に規定する返還の猶予に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（返還の猶予）

**第9条** 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、奨学金の返還を猶予することができる。

（1） 大学又は大学院を卒業後、直ちに市民病院において2年間の臨床研修を受ける場合 臨床研修が修了するまでの期間

（2） 医師として市民病院に勤務する場合 市民病院に勤務している期間

（3） 市長が必要と認める専門医研修を受ける場合 専門医研修が修了するまでの期間

（4） 災害、疾病その他やむを得ない理由により医師として市民病院に勤務することが困難な場合として市長が特に認める場合 その理由が継続する期間

2 市長は、前条第1項各号の規定に該当する奨学生が、災害、疾病その他やむを得ない理由により、同項に規定する額を返還することが困難な場合として特に認める場合は、当該理由が継続する期間、返還を猶予することができる。

（返還の免除）

**第10条** 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額に相当する奨学金の返還を免除するものとする。

（1） 大学又は大学院を卒業後、直ちに市民病院において2年間の臨床研修を受け、これを修了した場合 奨学金24月分（奨学金が24月分に満たない場合にあつては、その月数分）に相当する額（第3条に規定する入学金相当額の貸与を受けている場合にあつては、その額を加算した額）

（2） 医師として市民病院に勤務した場合（前号に該当する者を除く。） 当該勤務に係る月数分の奨学金に相当する額

（3） 前2号に規定する期間中に公務上の理由により死亡し、又は、公務に起因する心身の故障のため退職した場合 全額

（延滞金）

**第11条** 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に西尾市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和40年西尾市条例第38号）に規定する割合で計算した延滞金を支払わなければならない。ただし、延滞金の確定金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（委任）

**第12条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年12月22日条例第33号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年3月27日条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。